

## 公益社団法人 杉並青色申告会 入会及び退会規程

公益社団法人 杉 並 青 色 申 告 会  
制 定 平成 22 年 4 月 2 日

(目 的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人 納税者センター 杉並青色申告会（以下「この法人」という。）定款第 6 条及び第 9 条の規定に基づき、この法人の会員の入会及び退会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入会基準及び手続き)

第 2 条 この法人の正会員又は賛助会員として入会しようとする個人又は団体(法人)に対しては、次に掲げる事項を主たる内容とし、理事会の議を経て定める入会申込書の提出を求めることとする。

(1) 個人の正会員及び賛助会員

- ① 氏名、生年月日及び性別
- ② 自宅住所、電話番号及び Fax 番号
- ③ 事業所所在地、電話番号及び Fax 番号
- ④ 業種及び屋号
- ⑤ 納税地及び書類送付先
- ⑥ その他参考事項

(2) 団体(法人)の賛助会員

- ① 団体(法人)名、代表者氏名及び役職
- ② 所在地、電話番号及び Fax 番号
- ③ 事務連絡者氏名、役職名、電話番号及び Fax 番号
- ④ 納税地及び書類送付先
- ⑤ その他参考事項

2 第 5 条により退会した者が再入会を希望する場合は、改めて前項の入会申込書の提出を求めるとともに、退会の際未納の入会金及び会費がある場合は当該未納分の入会金及び会費の納入を求める。

(会員名カード及び個人会員に関する情報の取扱い)

第 3 条 入会者は、会員の種別毎に、この法人が管理する会員カードに登載する。

2 前条の入会申込書に記載した主要事項に変更があった場合は、当該会員から、理事会が別に定める変更届の提出を求める。

3 会員カードに登録された個人会員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わなければならない。

(入会金及び会費)

第 4 条 入会金及び会費の金額並びに納期等に関しては、定款第 8 条の規定により社員総会の議を経て別に定める会費規程による。

(退 会)

第5条 会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

2 定款第11条の定めにより、退会以外の事由により会員資格を喪失した場合は、退会と同じく会員カードの登録を抹消する。

3 前2項により会員資格を喪失した場合、既納の入会金及び会費は返還しない。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

1 この規程は、この法人が公益認定を受け、移行登記をした日（平成23年1月4日）から施行する。